

岩手県告示第 477 号

岩手県保健所設置条例（昭和 23 年岩手県条例第 53 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、岩手県一関保健所及び岩手県花巻保健所に支所を設け、その名称、位置及び所管区域を次のように定め、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、保健所の支所の設置（平成 9 年岩手県告示第 382 号）は、平成 18 年 3 月 31 日限り、廃止する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

保健所の名称	支所の名称	位 置	所管区域
岩手県一関保健所	大東支所	一関市	一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における東磐井郡の区域 東磐井郡
岩手県花巻保健所	遠野支所	遠野市	遠野市